

# 議 事 録

令和 2 年度四万十町農業委員会 8 月総会

日 時	令和 2 年 8 月 26 日 (水) 午後 2 時 00 分	開議
場 所	四万十町役場 東庁舎	多目的大ホール
日 程		
第 1	指定第 9 号	会期の決定について
第 2	指定第 10 号	議事録署名委員の指名について
第 3	報告第 9 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
第 4	報告第 10 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
第 5	報告第 11 号	非農地証明事務処理報告
第 6	議案第 23 号	農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第 7	議案第 24 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
第 8	議案第 25 号	四万十町農用地利用集積計画に対する決定について
第 9	議案第 26 号	時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案 に対する意見決定について
第 10	議案第 27 号	四万十町農業委員会事務局規定の一部改正について
第 11	議案第 28 号	四万十町農業委員会公印規定の一部改正について
第 12	議案第 29 号	四万十町農業委員会部会委員互選規程の廃止について
第 13	議案第 30 号	四万十町農業委員会部会会議規則の廃止について
第 14		その他

## 〔出席委員〕

1. 下元 弘章
2. 掛水 誠幸
3. 廣井 栄治
4. 小野 重明
5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎
7. 欠席
8. 宮崎 恵美子
9. 太田 祥一
10. 山本 道雄
11. 甫喜本 治誠
12. 山脇 文男
13. 伊藤 智江
14. 武内 道則
15. 吉良 榮
16. 竹内 純
17. 中原 英昭
18. 宮脇 真弓
19. 林 幸一
20. 中城 康子
21. 岡村 博晶
22. 西井 健夫
23. 西内 一隆
24. 市川 絢子
25. 窪田 良一
26. 甲把 雄
27. 市川 正司
28. 欠席
29. 石田 芳秋
30. 澤田 憲男
31. 欠席
32. 山本 奨一
33. 東出 一茂
34. 宮谷 和夫
35. 山崎 力
36. 上野 渡
37. 田村 守
38. 佐々木 通
39. 梶原 美智

## 〔欠席委員〕

- 7 番 浜田 大彰、28 番 大西 博之、31 番 猪野 啓一

## 〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本 拓矢・山川 美恵

事務局長        それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会8月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、林会長よりご挨拶申し上げます。

会長            皆さんこんにちは。毎日毎日暑い日が続いたかと思ったら、台風の影響が一昨日から天気が崩れておりますが、雨が続きと今度は、雨はもういないという話になるかもしれません。今年はウンカが多いとか台風が多いとか心配することばかりですが、体調には十分注意して利用状況調査、農地パトロール、農作業をしていただきたいです。

                  先日は、全員研修会ありがとうございました。県下の状況を聞きますと、人・農地プランの実質化ということで、農業委員、執行部も含めて今年いっぱいに来てくださいますと言っているのですが、市町村の温度差がすごくありまして、皆さんのおかげで四万十町が一番進んでいる方じゃないかと思えます。担当も一生懸命やっていますので皆さんにご苦労おかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。

議長            それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会8月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願いします。

                  それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いいたします。今回の発声は議席番号3番廣井栄治委員にお願いいたします。憲章は、添付資料の最後にございます。

3番            四万十町農業委員会憲章の朗読

委員            ～朗読～

議長            ありがとうございます。ご着席ください。

                  本日の会議に、7番浜田大彰委員、28番大西博之委員、31番猪野啓一委員から欠席の届けが出ております。

議長            次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

                  本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

                  日程第1、指定第9号「会期の決定について」を議題とします。

                  お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会8月総会の会期は、令和2年8月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員            （「異議なし」の声あり）

議長            異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

                  次に、日程第2、指定第10号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 2 番、掛水誠幸委員と、30 番、澤田憲男委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 9 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第 3 報告第 9 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。ページは、3 ページです。件数は、窪川地域の 1 件になります。なお、借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、興津字小室 2135 番 24、地目、畑、面積、462 m<sup>2</sup>。以下 1 筆あり、合計 2 筆で面積が 768 m<sup>2</sup>です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 2 年 7 月 20 日です。

これについては、新たな施設整備等に伴い借受人の変更と期間の変更のため解約し、再度設定する計画です。以上です。

議長 報告第 9 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 9 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 10 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 10 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご報告いたします。ページは、4 ページ、5 ページです。件数は、窪川地域の 3 件になります。

なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

それでは、番号 1 について報告します。土地の所在、市生原字中ダバ 23 番、地目、田、面積、1,261 m<sup>2</sup>です。以下 8 筆あり、合計 9 筆で、面積が 9,562 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 2 年 7 月 21 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

番号 2 土地の所在、下呉地字ヌタヤシキ 52 番 1、地目 畑、面積、244 m<sup>2</sup>です。以下 9 筆あり、合計 10 筆で、面積が 6,043 m<sup>2</sup>です。届出日 令和 2 年 7 月 21 日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

番号 3 土地の所在、替坂本字ミサキノ本 48 番、地目、田、面積、1,019 m<sup>2</sup>です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 3,221 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 2 年 7 月 21 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。以上です。

議長 報告第 10 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何

ありませんか。特になければ、報告第 10 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 11 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 11 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 6、7 ページをご覧ください。今月は全部で 4 件あり、窪川地区 3 件、西部地区 1 件となっております。

西部地区から報告します。番号 1 番、添付資料は 1 ページから 2 ページをご覧ください。土地の所在地は、弘瀬字岡ヤシキ 201 番 1 の 1 筆で、地目は畑、面積は 261 m<sup>2</sup>です。申請地は、昭和 58 年に住宅が建築され宅地利用されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第 4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 2 年 7 月 13 日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部地区から以上です。

続いて窪川地域からです。2 番、3 番は申請人が同じで隣の土地ですが、別々の申請として出されましたので番号は分けております。

番号 2 番、添付資料は 3 ページから 4 ページです。寺野字ウシノ水 2 番 4、地目、田、面積、231 m<sup>2</sup>です。申請地は 50 年以上前から居宅が建築されており改築後も宅地として利用されています。

番号 3 番、添付資料は 5 ページから 6 ページです。寺野字ウシノ水 2 番 1、地目、田、面積、297 m<sup>2</sup>です。申請地は 20 年以上前から駐車場として利用されています。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地であると認め、令和 2 年 7 月 20 日と 8 月 6 日、非農地証明を発行しております。

続きまして 4 番です。添付資料は 7 ページから 8 ページです。平串字格谷 379 番、1,317 m<sup>2</sup>、同じく 380 番 1、994 m<sup>2</sup>、同じく 380 番 2、466 m<sup>2</sup>、地目はすべて田です。申請地は平成 10 年頃より耕作しておらず原野となっております。担当委員、職員で現地確認し、証明基準の証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地であると認め令和 2 年 8 月 4 日非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 11 号について事務局の説明が終わりました。  
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。  
特になければ、報告第 11 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は 8 ページです。窪川地域が 1 件となっております。  
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

申請地の位置等は添付資料の9ページを併せてご覧ください。

番号1番 土地の所在地、峰ノ上字川原田91番3、地目、田、面積、470㎡です。

権利事由は所有権移転の売買です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は経営規模縮小です。譲受人の下限面積は達成します。申請地は現在休耕地ではありますが、今後は果樹を栽培する計画となっております。

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第23号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。

23番、西内一隆委員。

23番 8月22日に譲受人と現地を確認しました。現況地目は休耕地で隣接する町管理の河川が増水して水没するために、盛土してかさ上げし果樹園にする計画です。番号1番の土地の売買による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第23号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第23号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第23号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。議案第24号は、議席番号37番 田村守委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与に抵触しますので、退席をしていただき審議、採決を行います。

(37番 田村守委員退席)

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。議案書につきましては、9 ページ、添付資料につきましては 10 ページから 11 ページをご覧ください。

西部地域からは 1 件となっております。番号 1 番についてご説明いたします。申請地は 1 筆です。土地の所在地、下岡字カイマイ 129 番 3、地目は畑、面積は 190 ㎡の内 12.25 ㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。転用計画につきましては、11 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、北側は川を挟んで同意ありの田、南側、東側、西側は申請人の宅地と畑となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷きにする計画です。進入路につきましては、南側の宅地から進入をします。排水計画につきましては、雨水のみで自然浸透する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

議長 議案第 24 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。16 番、竹内純委員。

16 番 現地確認を 8 月 21 日にしてきました。内容につきましては、事務局が説明した通りで何ら問題ないと思います。計画場所ですが、自己所有地であり周辺農地も自己所有地で谷川を挟んで農地がありますが、営農への支障は問題ないと考えます。墓地につきましては、国道及び公道からは見えにくい場所となっておりますので問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第 24 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 24 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 24 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 37番 田村守委員の除斥をとき、着席していただきます。

議長 田村守委員、番号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第25号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和2年9月1日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案書は10ページからになります。今月提出の案件は12件で窪川地域11件、西部地域1件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1、添付資料は13から15ページです。土地の所在地、西川角字ヨケ添818番、地目、田、面積、3,063㎡です。設定は更新です。

期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。水稻を栽培しています。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号2、添付資料は16から18ページです。土地の所在地、宮内字数生田ン942番1、地目、田、面積、1,344㎡です。以下4筆あり、合計5筆で面積10,927㎡です。設定は更新です。期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。水稻を栽培しています。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号3番から8番までは利用権の設定を受ける者が同じですので、まとめて説明します。添付資料は19ページから31ページです。番号3、土地の所在地、興津字小室2135番2、地目、畑、面積218㎡です。以下1筆あり合計2筆、面積269㎡です。

番号4、土地の所在地、興津字小室2135番145、地目、畑、面積50㎡です。

番号5、土地の所在地、興津字元脇43番、地目、畑、面積271㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積501㎡です。

番号6、土地の所在地、興津字小室2135番144、地目、畑、面積19㎡です。

番号7、土地の所在地、興津字小室2135番17、地目、畑、面積82㎡です。

番号8、土地の所在地、興津字元脇42番、地目、畑、面積191㎡です。設定は新規です。期間は令和2年9月1日から令和17年8月31日までの15年間です。ミョウガを栽培する計画です。

権利の種類は、番号4番、6番、7番は使用貸借権、3番、5番、8番は賃貸借権の設定です。

番号9、添付資料は32ページから34ページです。土地の所在地、興津字小室2135番24、地目、畑、面積462㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積768㎡です。設定は新規です。期間は令和2年9月1日から令和17年8月31日までの15年間です。ミョウガを栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 10、添付資料は 35 ページから 37 ページです。土地の所在地、興津字田代 922 番 2、地目、田、面積 991 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は令和 2 年 9 月 1 日から令和 17 年 8 月 31 日までの 15 年間です。ミョウガを栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 11、添付資料は 38 ページから 40 ページです。土地の所在地、平野字古門 1505 番、地目、田、面積 2,004 m<sup>2</sup>、以下 6 筆あり、合計 7 筆、面積 9,404 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの 5 年間です。水稻を栽培しています。権利の種類は、賃貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 12 番、添付資料は 41 ページから 44 ページをご覧ください。土地の所在地、久保川字琴平ノ下タ 62 番 2、地目は畑、面積 824 m<sup>2</sup>です。以下、10 筆あり、合計で 11 筆、面積が 4474 m<sup>2</sup>です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの 5 年になります。作物は、柚子と水稻を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。西部からは以上です。

議長 議案第 25 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号 1 番。22 番 西井健夫委員。

22 番 先日、設定を受ける者から話を聞いてきました。生姜と水稻を栽培しています。以前は、大工をしていましたが、廃業して農業に専念している方です。更新ですので特に問題ないと思います。

議長 それでは続いて、番号 2 番。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 8 月 19 日に借受人に面会して話を聞いてきました。この土地については、借受人の家に行くまでの間にありますので行く途中で圃場確認しました。猪が出るといことで、防護柵を張っておりました。更新でありますので、特に問題ないと思いますが、借受人が高齢ですのでこのことについても確認させてもらい、米ですのあと 5 年は頑張ってみたいということでした。

議長 それでは、3 番 4 番 5 番 6 番 7 番 8 番が同一ですので、一緒に説明をお願いします。11 番。甫喜本治誠委員。

11 番 3 番から 8 番まで利用権設定ということで、借受人から確認をしました。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。内容も利用計画のとおりです。問題ないと判断しました。農地は畑であることを確認しています。耕作者の現状としましては、年間 150 日以上 of 農作業に従事しています。これからもミョウガを栽培するというので確認をしています。この件について、3 番から 8 番は問題ないと判断しました。

続きまして、番号9番、最初に出ました合意解約の件と同じになります。借受人から確認をしまして、借受人は認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。計画通りに設定しているので、新規ではありますが問題ないと思います。耕作地は畑であることを確認しています。耕作者は年間150日以上 of 農作業に従事し、今後もミョウガを作るということで確認をしています。特に問題ないと判断しました。

続きまして、番号10番、借受人から確認しました。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。また、指導農業士でもあり、いい方だと思います。内容につきましては、利用集積計画のとおりで新規の設定ですが、特に問題ないと判断しました。農地の現状ですが、田んぼであることを確認しています。耕作者は年間150日以上、農作業に従事し今後もミョウガを栽培するというので、問題ないと判断しました。以上です。

議長                    それでは、番号11番。30番 澤田憲男委員。

30番                    先日、借受人と立会しています。圃場についても確認しています。借受人は、地域の担い手でもあり、内容も利用集積計画のとおりで、再設定ということもあり問題はないと思います。以上です。

議長                    それでは、番号12番。35番 山崎力委員。

35番                    先日、借受人から話を伺ったところ、この内容に間違いはないようです。現地も確認しましたが、よく手入れされ問題はないと思います。

議長                    議案第25号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

17番                    ミョウガはハウスか何かですか。露地ですか。

11番                    興津では露地はありません。全部ハウスです。

事務局                新たにハウスを建築して、15年間借りるというのは、ハウスの耐用年数の期間があって、新規で建て直してこれからまた引き続きやるということです。ミョウガ自体はやっている方なのですが。規模拡大をするということです。

議長                    他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長                    質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 25 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 25 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 26 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 26 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。今月は交換という形で 2 件となっております。

議案書 14 ページ、添付資料は 45 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

1 番、七里字白皇ノ前丙 255 番 1、地目 畑、85 ㎡と 2 番、七里字白皇ノ前丙 255 番 4、地目 畑、89 ㎡につきまして、どちらも令和 2 年 7 月 20 日受付、登記原因、昭和 28 年 4 月 1 日時効取得、登記目的、所有権移転とする登記がなされた通知がありました。現地は、1 番は宅地、2 番は畑となっております。1 番の権利者の娘さんによりますと生まれた時からこの家に住んでおり、宅地の部分は自分の所、隣は義務者の畑と聞いていたそうです。今回改築しようとしたところ土地の名義が違っていることがわかり手続きを取ったとの事です。娘さんには地目変更の手続きも取るように、お願いしました。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。  
26 番。甲把雄委員。

26 番 昔から近所に住んでいる人にお聞きしました。宅地は 1 番の権利者の土地、県道側の畑は義務者の物だそうです。以上です。

議長 議案第 26 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声有り)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 26 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 26 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 27 号「四万十町農業委員会事務局規程の一部改正について」、日程第 11、議案第 28 号「四万十町農業委員会公印規程の一部改正について」、日程第 12、議案 29 号「四万十町農業委員会部会委員互選規程の廃止について」、日程第 13、議案第 30 号「四万十町農業委員会部会会議規則の廃止について」は事務規定等ですので、一括議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今回の一部改正と廃止につきましては平成 30 年 9 月以前、現新体制以前の委員会の体制で整備されていた規程等でありまして、それまでであった農地部会などの各部会に関しまして、記載されていた部分を削除するとともに文言等の修正を行うものであります。

それでは、議案第 27 号「四万十町農業委員会事務局規程の一部改正について」をご説明いたします。

議案書 15 ページから 17 ページ、添付資料 49 ページからとなっております。添付資料の新旧対照表が見やすいと思いますので、そちらで説明します。右側が現行、左側が改正案です。赤字で表示している所が今回の改正部分となります。

主な改正は、49 ページ、第 2 条については、部会に関する部分と現在無くなっている事務を削除し、文言の修正、追加、並び替え等を行ったものです。

50 ページ、第 3 条、4 条は事務的な文言の修正、追加でございます。

第 5 条は、「総合支所」を「地域振興局」に修正しております。

第 6 条、8 条も事務的な文言の修正、追加でございます。

そのほか、53 ページ別記様式の身分証明書が縦書きのものから、横書きに変更するものです。

続いて、議案第 28 号「四万十町農業委員会公印規程の一部改正について」をご説明いたします。

議案書は 18 ページから 20 ページ、添付資料は 54 ページからとなっております。新旧対照表をご覧ください。

主な改正は、55 ページからの別表第 1、改正前の、赤で表示しています公印番号 4 番から 17 番、24 番、25 番が現在不要となっている印のため削除し、改正後の公印番

号 10 番に新たに西部駐在所用で契印用の印を追加するものです。

現在 25 個あった印を整理して、全部で 10 個になるものです。

続いて、議案第 29 号「四万十町農業委員会部会委員互選規程の廃止について」、議案書 21 から 22 ページ、添付資料は 63～65 ページに現在の現行規定をつけています。

議案第 30 号「四万十町農業委員会部会会議規則の廃止について」議案書 23 から 24 ページ、添付資料は 66 ページに現行規則をつけています。

両方とも、平成 30 年 9 月以前にあった部会に対する規則等であり、現在ありませんので、不要になった規則等を廃止するものです。以上です。

議長 議案第 27 号から議案第 30 号まで事務局の説明が終わりました。

議長 質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 27 号「四万十町農業委員会事務局規程の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 27 号「四万十町農業委員会事務局規程の一部改正について」、は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、議案 28 号「四万十町農業委員会公印規程の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 28 号「四万十町農業委員会公印規程の一部改正について」、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、議案第 29 号「四万十町農業委員会部会委員互選規程の廃止について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 29 号「四万十町農業委員会部会委員互選規程の廃止について」、は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、議案第 30 号「四万十町農業委員会部会会議規則の廃止について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 30 号「四万十町農業委員会部会会議規則の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

議長 なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局に一任したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 14 「その他」の件について議題とします。

議長 事務局何かありませんか。

事務局 農業委員会だよりが今年も四国ブロック農業委員会情報誌コンクールで最優秀賞を受賞いたしました。表彰状は少し先に届くと思います。まずはご報告いたします。連続の受賞おめでとうございます。

それから、毎年行っています作況調査ですが、今年はコロナウイルスのため全員でバスに乗って回ることが出来ません。そのため、各自で地域を見回っていただき被害があれば、状況等を 9 月総会で報告していただくようにしたいと思っています。台風もまだきておりませんし、今からどんな状況になるのか分かりませんが、情報を収集しててください。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和 2 年度四万十町農業委員会 8 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 15 分